

請求書の押印省略に関する Q&A

| No. | 質問 | 回答 |
|----------------|---|---|
| 対象となるもの | | |
| 1 | 請求書に押印を省略できるのはいつからか。 | 令和4年8月1日以降に発行するものが対象になります。 (発行日が令和4年8月1日以降のもの) |
| 2 | すべての請求書について押印は廃止され、代表者職・氏名の記載も省略できるのか。 | 法令、規則、要綱等に基づき押印による提出が定められているものは、今回の取扱いの対象ではありません。代表者の職氏名等の記載は従来どおり必要です。 |
| 3 | 電子メール、FAXで請求書等を提出してもよいか。 | 現在、電子メール、FAXによる提出については不可としています。電子メールでの提出に関しては検討中ですので、提出が可能になりましたら改めてお知らせします。 |
| 4 | 従来どおり、請求書に押印し、郵送や持参してもよいか。 | 押印された請求書の取扱いに変更はありません。押印した請求書は、従来どおり原本を提出してください。 |
| 5 | 押印を省略できるのはどのような印か。 | 押印を省略できるのは、会社印、代表者印、担当者印等の全ての印です。 |
| 押印省略の方法 | | |
| 6 | 押印省略する場合、必ず氏名・連絡先等の記載は必要か。 | 内容確認のため、必要に応じて担当課から連絡させていただく場合がありますので、押印に代えて「発行者(発行者が法人の場合は発行責任者および担当者)の氏名および連絡先(電話番号)」の記載を可能な限りお願いします。 |
| 7 | 代表者、発行責任者、担当者がすべて同じ場合、(1人で事業所等を経営している場合等)、発行責任者と担当者等はどのように記載するのか。 | 代表者、発行責任者、担当者がすべて同じ方である場合、「発行責任者の氏名および連絡先(電話番号)」は、代表者と同一であっても追記をお願いします。「担当者の氏名」は記載不要です。 |
| 8 | 責任者名や担当者名の記載は、手書きでもよいか。 | 手書きでも結構ですが、鉛筆・消せる筆記用具での記載は不可です。 |